

大磯町暴力団排除条例

平成24年4月1日施行

大磯町では、安全で安心した社会の実現のため、地域社会から暴力団を排除する意思を明確にし、暴力団排除に必要な事項を定めた大磯町暴力団排除条例を施行しました。

近年、神奈川県内でも、暴力団員によるけん銃を使用した凶悪犯罪や、様々な手段を講じて資金を獲得するような犯罪が後を断たず、これらが社会生活に身近な場所で発生しています。

このようなことから、神奈川県暴力団排除条例及び大磯町暴力団排除条例に基づき、県や他の自治体、関係機関と連携して、町民の安全な生活の確保と、社会経済活動の健全な発展のため、地域社会から暴力団排除を進めてまいります。



基本理念

- ・ 暴力団を恐れないこと
- ・ 暴力団に協力しないこと
- ・ 暴力団を利用しないこと

を合言葉に、町・町民・事業者等が相互に連携・協力していくことが必要です。

◆暴力団被害に関する相談・通報は

- ・ 神奈川県警察本部 暴力団対策課 0120-797049 なくなれ要求
- ・ 神奈川県暴力追放推進センター 045-201-8930 やくざゼロ
- ・ 大磯警察署 刑事課 0463-72-0110

◆条例に関するお問い合わせ

- ・ 大磯町役場 町民課 0463-61-4100



裏面へ

条例の主な内容

町の責務

- ・ 基本理念にのっとり、暴力団を排除します。
- ・ 関係機関と緊密な連携を取ります。

町民の役割

- ・ 基本理念にのっとり、暴力団排除に協力します。



暴力団排除条例

～つくりましょう！暴力団のいない街～



町（行政）の暴力団排除に対する取り組み

- ・ 町の契約から暴力団を排除します。
- ・ 暴力団の利益となるような給付金等の交付は行いません。
- ・ 町の施設の管理を暴力団にさせません。
- ・ 暴力団の利益となるような行事には、町の施設を使用させません。
- ・ 職員が暴力団員等による不当な要求に適切に対応するため、必要な指針の策定、体制の整備等必要な措置を講じます。

暴力団排除は、社会全体での取り組みが大切です。
みんなで暴力団のいない安全で安心なまちをつくりましょう。

事業者の皆さんへ

- ・ 暴力団排除に役立つと思われる情報は積極的に警察等へ通報してください。
- ・ 取引の相手方等が暴力団関係者でないことを確認してください。
- ・ 暴力団の威力を利用するため金品などの利益を提供することは違反です。
- ・ 暴力団事務所になる物件の不動産取引は違反です。

以上のことは、神奈川県暴力団排除条例に規定されています。